

自転車交通の現状と 安全利用について

習志野警察署



1 習志野市内の交通事故発生状況

▶ 習志野市内の交通人身事故

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
千葉県内	16,476	12,873	13,534	13,223	13,564	12,587
習志野市	318	210	178	218	281	255
	1.9%	1.6%	1.3%	1.6%	2.1%	2.0%

2 習志野市内の事故の特徴

発生時間は

午前 8 時から 10 時まで

午後 6 時から 8 時まで

が多く、道路形状は交差点が多い。

- ▶ 最大の特徴は
- ▶ 自転車事故が多い！！

- ▶ 令和6年 255件中
- ▶ 自転車関連事故は94件
- ▶ 全体の約37%



令和6年11月末現在

	人口	事故件数	自転車事故	事故率
浦安市	171,307	170	51	30%
印西市	175,789	344	77	22%
習志野市	175,027	232	87	37%

人口の近い市町村と比較

事故事例

- ▶ 令和6年4月23日 午後7時03分
谷津2丁目先路上
信号機のない交差点で、自転車と歩行者が接触、
頭部を負傷した歩行者が翌月に死亡
- ▶ 令和6年10月3日 午後6時28分
茜浜2丁目先路上
歩道を走行していた自転車と歩行者が接触、
頭部を負傷した歩行者が重傷を負い、現在も入院中

3 自転車の乗り方

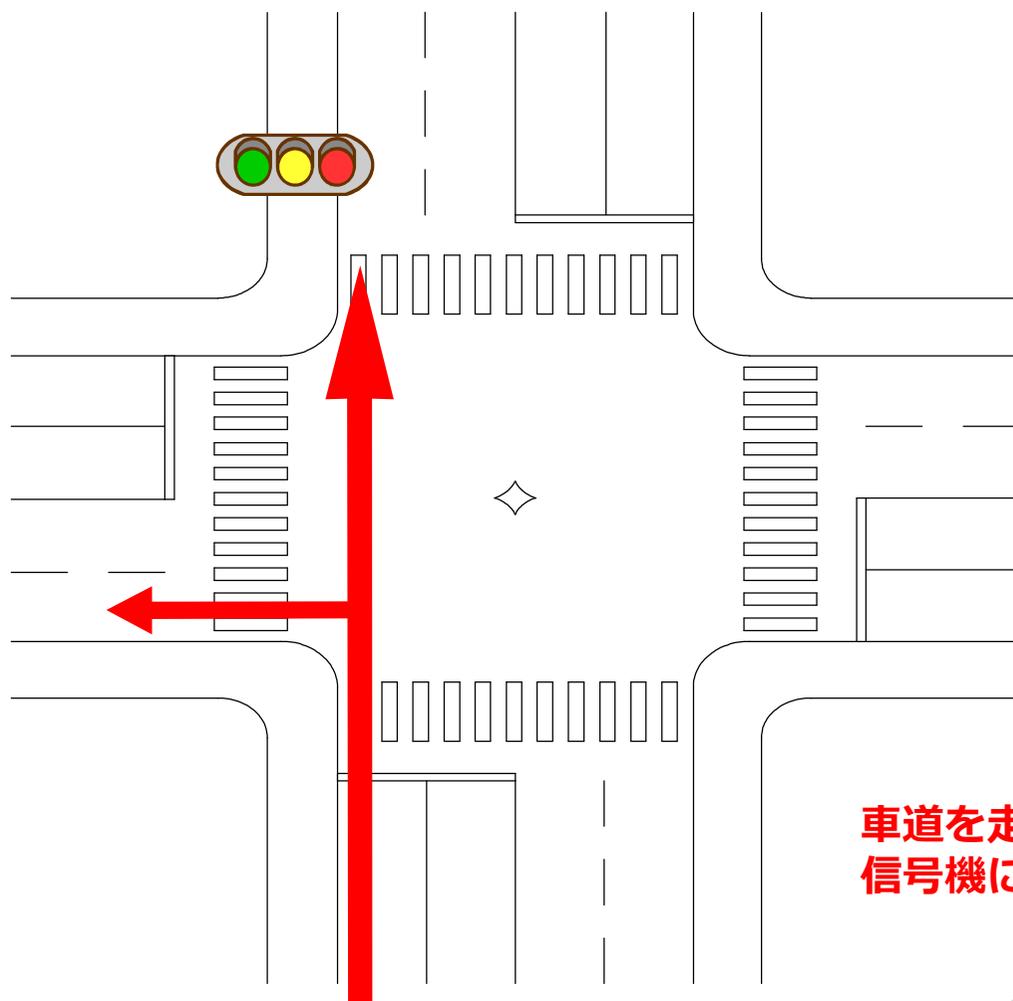
車道左側通行が原則！

例外は



- ・ 歩道通行可の標識や道路標示のある場合
- ・ 13歳未満の子供や70歳以上の人
が運転するとき
- ・ 道路工事等で車道通行が危険なとき

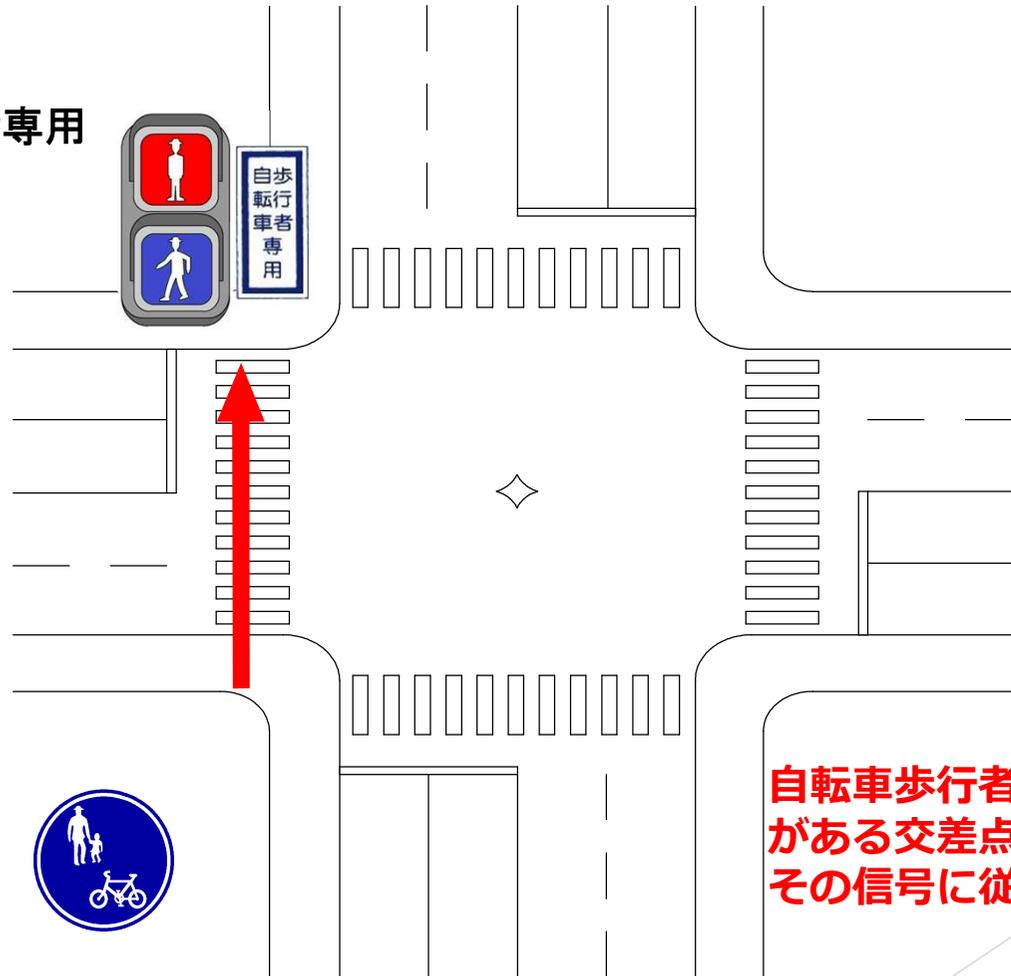
車道走行時



車道を走るときは車用の
信号機に従う

歩道走行時は

自転車歩行者専用
信号

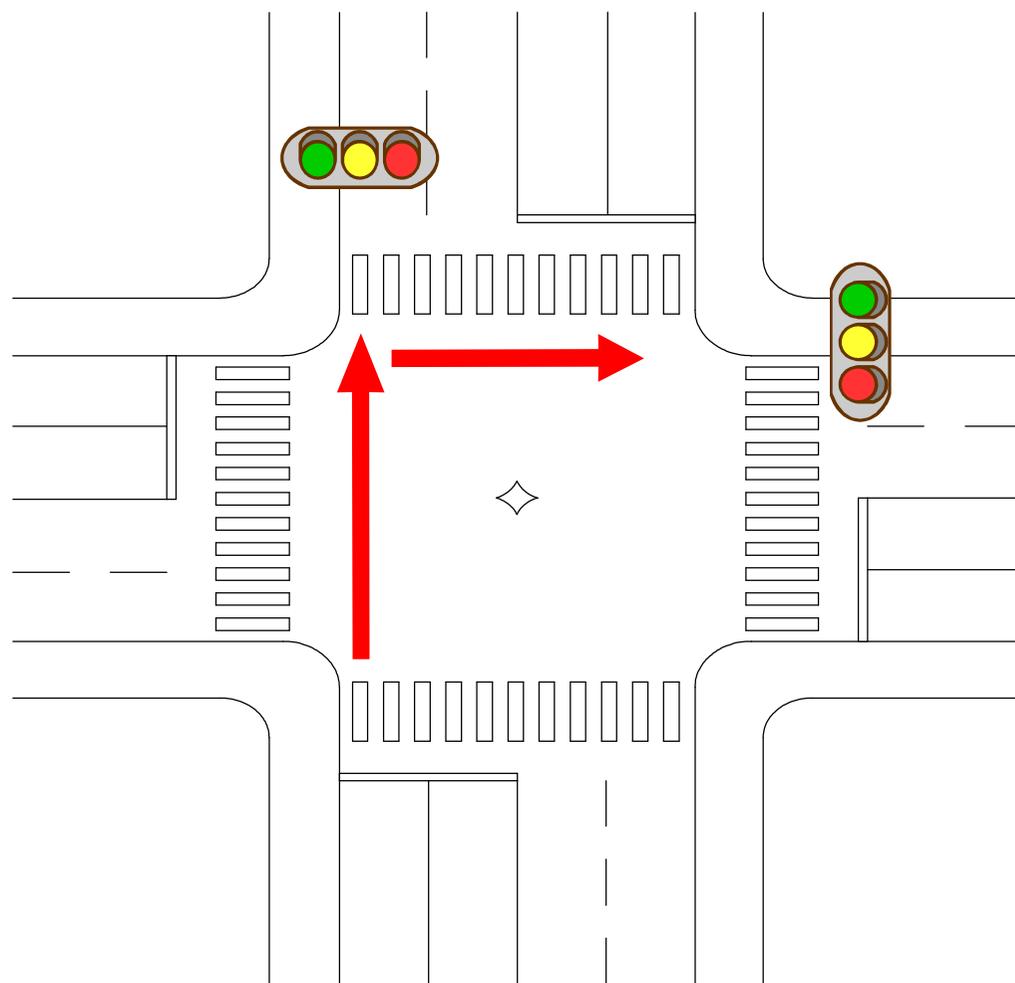


**自転車歩行者専用信号
がある交差点では
その信号に従う**

ただし

横断歩行者がいるときは歩行者が
優先！！
自転車を降りて渡って下さい。

右折する時は



交差点を通行するときのルール

- 1 交差点では必ず安全を確認
信号が青、一時停止標識の有無にかかわらず、安全確認して進行する
- 2 『止まれ』の標識があるときは、必ず一時停止
- 3 見通しの悪い交差点では「徐行」
『止まれ』標識の有無にかかわらず、すぐに止まれる速度で進行する



4 道路交通法の改正について

- ▶ 令和5年7月
- ▶ 特定小型原動機付自転車
- ▶ (いわゆる電動キックボード等)
- ▶ の交通方法にかかわる規定が新設されました。

- ▶ では、特定小型原動機付自転車とは？

特定小型原動機付自転車とは

構造上

定格出力
0.6 kW以下

最高速度 20 km/h以下
下
(構造上：スピードリミッター)

AT機構



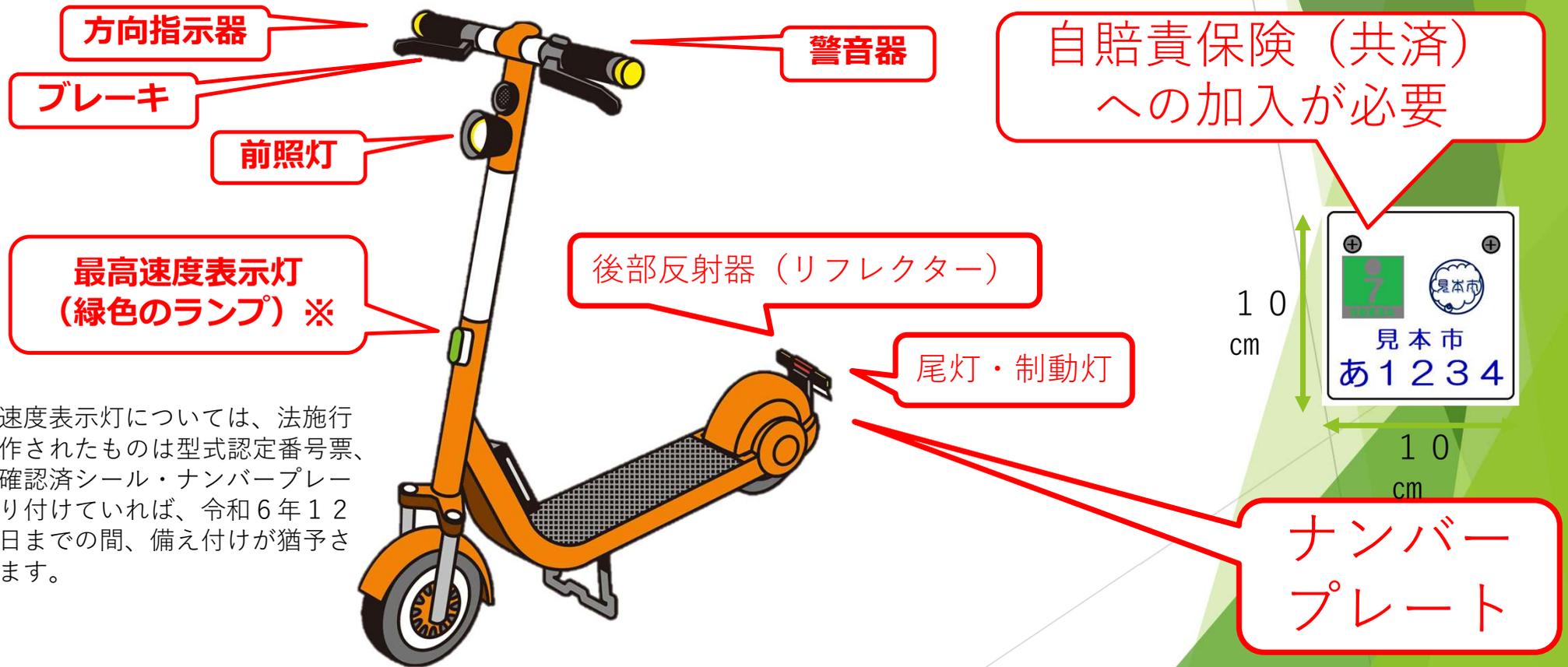
走行安定性

バッテリーの安全性

走行中最高速度設定
を変更できない

特定小型原動機付自転車とは・・・

設備など 道路運送車両の保安基準に適合している必要があります



※最高速度表示灯については、法施行前に製作されたものは型式認定番号票、性能等確認済シール・ナンバープレートを取り付けていれば、令和6年12月22日までの間、備え付けが猶予されています。

QUESTION!!!

or

これは？



特定小型原動機付自転車

サドル付き（取り外し可）



三輪

自転車型

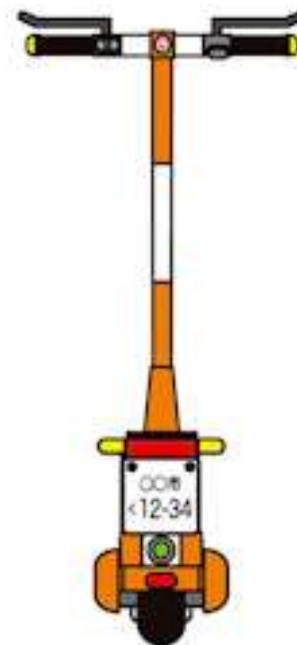
特定小型原動機付自転車



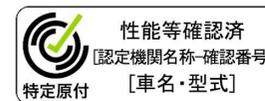
ものすごく簡単に言うと・・・

特定小型原動機付自転車には、

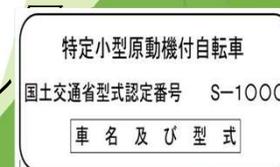
- ・ 最高速度表示灯（**緑色**）
 - ・ 小さいナンバープレート
- # が付いています。



『性能等確認済』シール



（法改正前に製作された機体で、一般原付用ナンバーを取り付け、高速度表示灯が無い機体は、型式認定番号票又は性能等確認済みシールを貼付していることが必要）



←緑色

QUESTION 2

特定小型原動機付自転車の
運転には免許は要らないので、
ルールの勉強さえすれば、
誰でも乗ることができる。

○ or ×



正解は・・・×

確かに免許は必要ありませんが、
16歳未満は運転禁止です。

（無資格運転（赤切符適用））

※16歳未満の者に買い与え又は貸し与えた場合にも罰則があります。

歩道を通行できる

特例特定小型原動機付自転車とは

構造上の最高速度を
6 km/hに制御
(切り替え)
できる

最高速度表示灯 (緑色のランプ) を
点滅できる

法施行以前に制作された機体はランプが無いので、歩道を走ることはできません。

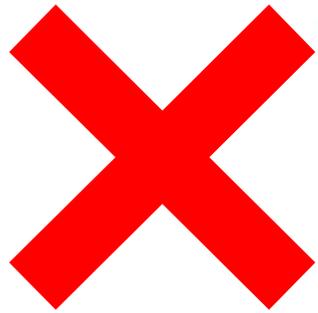




禁止!!!

飲酒運転

二人乗り



※酒気帯び運転も処罰の対象です。

※酒類提供罪・同乗罪・車両等提供罪も適用。



※幼児を乗せることも出来ません。

※乗車定員は1人です。
おんぶ・抱っこでも乗せられません。

車両の運転者として・・・

イヤホンなどで
外部の音が聞こ
えない状態での
走行



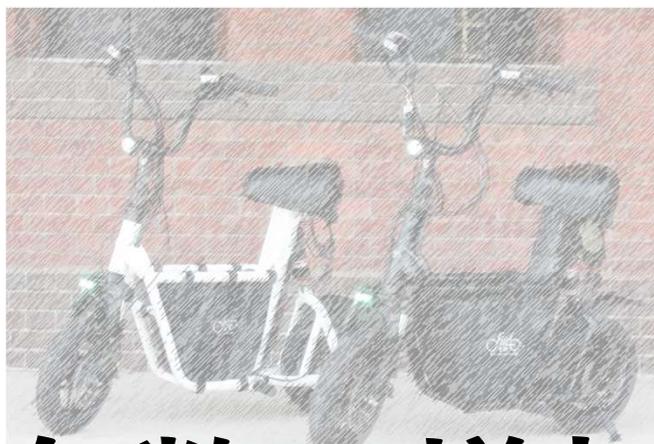
携帯電話や
スマホの利用



ヘルメットを着用しましょう。

(努力義務)





今後、車両台数の増加に伴い、交通事故の発生が予想されます。



令和6年11月

モペットに関する道交法が改正
されました。

モペット（ペダル付原動機付自転車）って？



- ▶ ①スロットルが備えられており、ペダルを用いず、
▶ 原動機のみを用いて走行させることができるもの
- ▶ ②ペダル及び原動機を併用して走行させるもので、
▶ 駆動補助機付自転車のアシスト比率の基準を満たさないもの
- ▶ 要は、ペダルはあっても原付です！！

その他の道路交通法改正

- ▶ 令和6年11月
- ▶ 自転車のながら運転、飲酒運転が厳罰化
- ▶ 携帯電話使用等 1年以下の懲役又は
▶ 30万円以下の罰金
- ▶ 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は
▶ 50万円以下の罰金

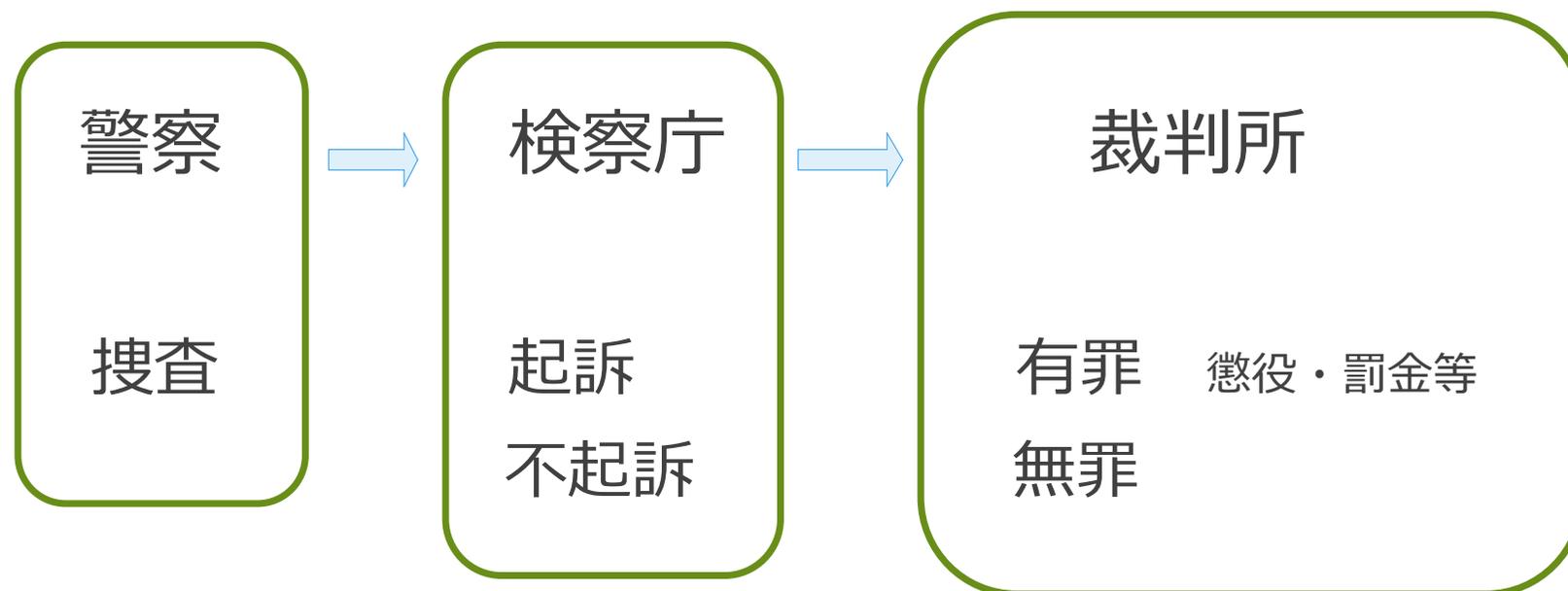
今後は

- ▶ 自転車の取締りが青切符化
- ▶ 現在自転車の取締りは赤切符
- ▶ 青切符（反則通告制度）とは？



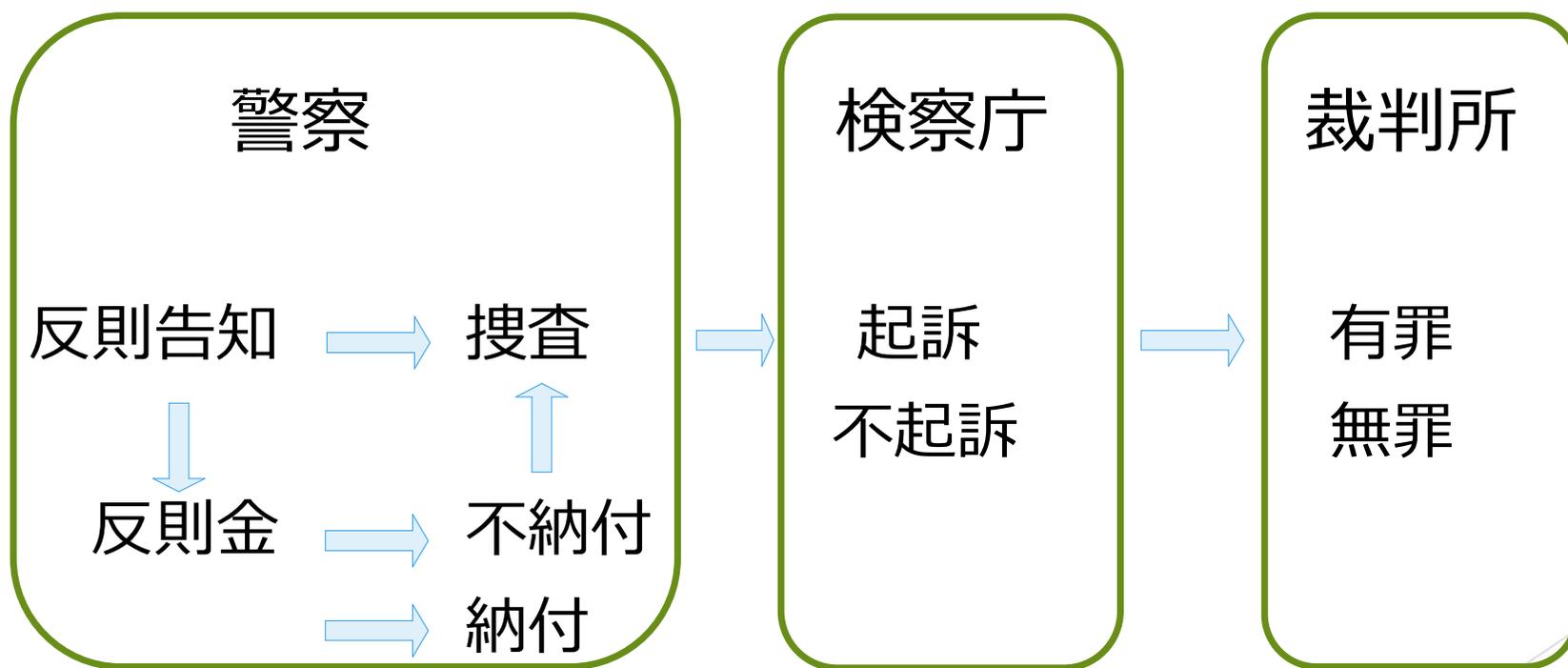
一般的な事件の流れ

▶ 法令違反



反則通告制度では

- ▶ 反則行為（比較的軽微で、定型的な違反）



参考

- ▶ 罰金とは
法律上定められた刑罰の一つで、刑事責任を負う刑事罰

反則金とは
比較的軽微な交通違反に対して科される行政罰

今後の自転車の取締り

- ▶ 自転車についても、比較的軽微で、定型的な違反については反則通告制度により処理される方向
- ▶ 適用年齢は16歳以上
(バイクの免許がとれる年齢)
- ▶ 悪質な違反（酒酔い運転等）については引き続き赤切符の方向で検討

5 自転車ヘルメット着用の現状

- ▶ 千葉県のヘルメット着用率は、大阪府に次いで**全国ワースト2位**です。
- ▶ ヘルメットを着用している場合としていない場合では致死率が2倍違います。
重大な結果になる前に、ご自身と家族のヘルメット着用をお願いします。



6 最後に

- ▶ 交通事故の原因は、
運転者だけではありません。
- ▶ 道路環境の改善や適正な交通規制も
必要です。

ドライバー、ライダー、自転車利用者、歩行者全ての交通参加者が基本的なルールを守りましょう。

思いやりをもった行動で、多くの交通事故は防げます。

